

(案)

第7回検討会での主な意見と
対応案について

第7回検討会での主な意見と対応案について

1 専門科目名について

意見	対応案
○ 「精神障害者」という表現を科目名に用いているが、資格創設時の議論では「精神保健福祉」に整理をされているはず。過去に戻る印象を受ける。 ○ 全体的な障害福祉施策の動向や方向性を考えると、「精神障害者の」と狭くすることは、長期的にみて懸念される。 (該当科目) 「精神障害者福祉の理論と相談援助の展開」 「精神障害者の制度と福祉サービス」 ○ 「精神保健の諸課題と支援方法」の教育内容は、支援方法が施策を中心としており、ソーシャルワーカーの援助技術が盛り込まれていない。	○ 該当科目名について、「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」、「精神保健福祉活動を支える制度・サービス」に修正した。 ○ 当該科目の領域におけるソーシャルワーカーの援助技術は、その他の科目で教育する相談援助に係る知識及び技術を活用するものであることから、科目名を「精神保健の課題と支援」に修正した。

2 専門科目の教育内容について

意見	対応案
○ 「精神障害者福祉の理論と相談援助の展開」の教育内容のうち、社会調査の概要はこの科目に馴染まないのではないか。	○ 含まれるべき事項の、⑱社会調査の概要(意義、目的、倫理、方法)と活用については、社会資源の調整・開発等に関連する教育内容であることから、 <u>「精神保健福祉活動を支える制度・サービス」の科目の中に位置づけた。</u>

3 専門科目の時間数について

意見	対応案
○ 135時間や45時間といった15時間刻みの時間数は、大学の単位時間の考え方からすると設定しにくい。	○ 「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」135時間科目については、含まれるべき事項の⑰関係組織・機関等の概要と専門職との連携と、⑱社会調査の概要(意義、目的、倫理、方法)と活用を、「精神保健福祉活動を支える制度・サービス」の科目に移すことにより、時間数を<u>120時間に見直した。</u> ○ 「精神保健福祉活動を支える制度・サービス」45時間科目については、上記の含まれるべき事項の追加により、時間数を<u>60時間に見直した。</u>

4 演習・実習について

意見	対応案
○ 演習について 基礎的な教育内容については、社会福祉士の養成で教育を行っているものがあるので、社会福祉士の資格を取得してから学ぶ場合の工夫が必要ではないか。 ○ 実習について 地域では3障害一緒にケアされるという方向で議論されてきており、そういう施設での実習は社会福祉士と双方で認められるとかの工夫がないと、実習先の確保等が難しくなる。	○ ソーシャルワーク実践に必要とされる、基礎的な援助技術の習得に関する技術指導については、社会福祉士と共通する教育内容であることから、基礎的な援助技術の教育内容「<u>演習Ⅰ</u>」(30時間)と、精神障害者等の事例を活用した援助技術の教育内容「<u>演習Ⅱ</u>」(60時間)とに分けて、社会福祉士の「相談援助演習」を履修している学生については、<u>演習Ⅰとの読み替えを可能</u>とした。 ○ 障害福祉サービス事業を行う施設等における、障害者を対象とした相談援助の実習については、ソーシャルワークとしての共通の知識・技術を以て、相談援助が実践できるように教育することから、社会福祉士の「相談援助実習」を履修している学生については、<u>精神科病院等の医療機関以外の実習について、60時間を上限として免除することを可能</u>とした。